

公益財団法人井上国際交流基金 助成金要領

(趣旨)

この要領は公益財団法人井上国際交流基金の事業の推進に寄与する団体、個人、会社（以下「団体等」という）の活動を助成することにより、国際社会に対応できる街づくりに貢献すること及び地域を担う若者の感性豊かな人材育成に貢献することを趣旨とします。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付の対象は、以下に該当する事業で公益的なものとします。

- (1) 外国から外国人を迎えての交流事業
- (2) 外国から外国人を迎えてのホームステイ、ホームビジット、エスコート受入事業
- (3) 外国への調査、視察等に派遣する事業
- (4) 地域在住外国人との交流を推進する事業
- (5) 教育学術研究、音楽、芸術、スポーツを通じて青少年を育成する事業

2 助成対象事業に係る実施期間は、4月1日より翌年3月31日とします。

(助成対象)

第3条 この助成金の交付を受けることができる方は、岐阜県で助成対象事業を行う団体等、または岐阜県に拠点を持ち助成対象事業を行う団体等で、次の各号に該当する団体を除外します。

- (1) 構成員が同一世帯の者に限定される団体
- (2) 宗教上の教義を広め儀式行事を行い、および信者の獲得と教化育成を目的とする団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- (4) 特定の主義主張を行う団体
- (5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第199条の2に規定する公職の候補者等若しくは政党を推薦し、またはこれらに反対することを目的とする団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくは構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

(助成対象経費)

第4条 助成金は、助成対象経費の2分の1を限度に予算の範囲内で助成するものとします。

2 助成金の額は事業1件につき10万円以下とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付したものを代表理事に提出するものとします。

- (1) 実施団体等の概要に関する説明書
- (2) 事業の実施計画書
- (3) 事業の収支に関する計画書
- (4) その他、代表理事が必要と認める書類

(助成対象事業の審査)

第6条 前条の規定により申請された事業は、理事による審査会にて審査するものとします。

(交付の決定)

第7条 代表理事は、審査会で審査し、採択した助成事業に対して速やかに交付決定を行い、申請団体に対して交付決定通知書を送付します。

- 2 代表理事は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができるものとします。
- 3 採否の理由についての照会には回答を行いません。

(事故報告等)

第8条 交付決定通知を受けた団体等は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により、代表理事に報告し、指示を受けなければなりません。

(状況報告)

第9条 代表理事は、助成事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定通知を行った団体等に対し、その事業の遂行状況に関し報告を求めることができます。

(実績報告)

第10条 助成事業を実施した団体等は、事業完了した日から15日以内又は助成事業を実施した会計年度末日のいずれか早い日までに、事業実績完了報告書に次の書類を添付して代表理事に提出しなければなりません。

- (1) 収支決算書
 - (2) 事業実施にかかる日程、参加者名簿、記録写真など活動実績を明らかにする資料
 - (3) その他必要と認められる資料
- 2 助成対象団体の名称等の情報は当財団のホームページに記載される場合があることをご了承ください。

(交付決定の取消し)

第11条 代表理事は、申請団体等が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他関係法令等に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 代表理事は、助成金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を申請団体に求めることができる。

附則

この要領は、平成28年4月1日から適用します。